

岐阜県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金交付要綱

(総則)

第1条 県は、病床の機能分化及び連携に伴って増加する退院患者に対応し、また、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみの世帯、認知症高齢者等が住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、地域密着型サービス（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第14項に規定する地域密着型サービスをいう。以下同じ。）等、地域の実情に応じた介護サービスの提供体制の整備を促進するとともに、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策等として、平成27年度国補正予算措置による在宅・施設サービスの整備の加速化・支援を拡充することを目的に、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日付け医政発0912第5号老発0912第1号保発0912第2号別紙。以下「要領」という。）に基づき市町村若しくは民間事業者（以下「補助事業者」という。）が行う事業又は市町村が民間事業者の実施する事業に対して補助する事業（以下「市町村補助事業」という。）に対し、予算の範囲内で、岐阜県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、要領及び岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(欠格事由)

第2条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号。以下「法」という。）第4条第1項の規定により作成された岐阜県計画に

記載された事業に限る。以下「補助対象事業」という。)及び経費(以下「補助対象経費」という。)、補助単価、基準額又は補助基準、補助単位又は補助率並びに補助事業者は、別表のとおりとする。

(補助対象外事業)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象事業としないものとする。

- (1) 既に実施している事業である場合
- (2) 他の補助制度により、現に当該事業の経費の一部が負担され、又は補助されている事業である場合
- (3) 災害レッドゾーン(都市計画法(昭和43年法律第100号)第33条第1項第8号に規定する開発行為を行うのに適当でない区域内の土地をいう。以下同じ。)において介護施設等の新規整備を行う場合。ただし、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合等は、補助の対象とすることができる。
- (4) 災害イエローゾーン(要領別記1-1に規定する災害イエローゾーンをいう。以下同じ。)において介護施設等の新規整備を行う場合。ただし、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害イエローゾーンから外れることが見込まれる場合等及び次に掲げる場合は、補助の対象とすることができる。

ア 土砂災害警戒区域又は浸水深1メートル以上の浸水想定区域等の場合は、次の(ア)から(エ)までの全てに該当すること。

イ 浸水深1メートル未満の浸水想定区域等の場合は、次の(ウ)及び(エ)に該当すること。

- (ア) 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する日常生活圏域において、当該日常生活圏域の大半が災害イエローゾーンである等、災害イエローゾーン以外での事業用地の取得が困難であること。
- (イ) 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する市町村において、災害イエローゾーンにおける介護施設等の新規整備を認めない場合、当該施設が所在する区域において市町村の介護保険事業計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。
- (ウ) 新規整備を行う介護施設等又は介護施設等が立地する事業用地において、災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。
- (エ) 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する災害イエローゾーンの災害想定により想定する被災リスクへの対策が非常災害対策計画、避難確保計画等に記載される計画となっていること。

- (5) 次のアからカまでに掲げる事業の区分に応じ、当該アからカまでに定める場合

ア 地域密着型サービス等整備等助成事業 次に掲げる場合

- (ア) 土地の買収若しくは整地等個人の資産を形成する事業又は設備整備に係る事業である場合
- (イ) 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に係る事業である場合
- (ウ) 令和5年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した介護施設等である場合(地域密着型サービス等整備等助成事業に限る。)
- (エ) 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業について、災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等が、災害イエローゾーンへの移転改築を行う場合

- イ 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業 次に掲げる場合
- (ア) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定める地方公務員の給与に充てる場合
- (イ) 介護施設等の大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業にあつては、介護ロボット又はICT以外の設備整備、職員訓練期間中の雇上げ、職員募集経費及び開設のための普及啓発経費等に充てる場合
- ウ 定期借地権設定のための一時金の支援事業 次に掲げる場合
- (ア) 保証金として授受される一時金である場合
- (イ) 定期借地権の設定期間が50年未満の契約に基づき授受される一時金である場合
- (ウ) 定期借地権契約の当事者が利益相反関係とみなされる場合
- エ 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業 次に掲げる場合
- (ア) 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業である場合
- (イ) 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設に係る事業である場合
- (ウ) 障害福祉サービスの報酬請求に係る機器、ソフト等を購入する事業である場合
- オ 民有地マッチング事業 他の補助制度により人件費の補助が行われている職員の人件費に充てる場合
- カ 介護職員の宿舎施設整備事業 既存建物の賃貸により整備する事業である場合

（補助金の算定方法）

第5条 補助金の額は、施設等の区分ごとに次の各号のいずれか小さい額（当該額に千円未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた額）とする。ただし、定期借地権設定のための一時金の支援事業及び介護職員の宿舎施設整備事業については、施設等の区分ごとに別表の第3欄に掲げる基準額又は補助基準と第2号に掲げる額のいずれか小さい額に同表の第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた額）とし、介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業については、施設等の区分ごとに別表の第3欄に掲げる補助単価に同表の第4欄に掲げる補助単位の数に乗じて得た額と第2号に掲げる額のいずれか小さい額に同表の第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 別表の第3欄に掲げる補助単価に同表の第4欄に掲げる補助単位の数に乗じて得た額
- (2) 別表の第2欄に掲げる補助対象経費の実支出額

2 前項の規定にかかわらず、次の表の第1欄に掲げる区分に該当し、同表の第2欄に掲げる対象施設を整備する場合には、当該施設の種類ごとに、前項の規定により算定した額に同表の第3欄に掲げる加算額を加えた額（当該額に千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）を補助金の額とすることができる。

1 区 分	2 対象施設	3 加算額
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条第3項に規定する公害防止対策事業として行う場合	特別養護老人ホーム ケアハウス 生活支援ハウス	別表の第3欄に掲げる補助単価に0.10を乗じて得た額
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条第1項に規定する地震対策緊急整備	特別養護老人ホーム	別表の第3欄に掲げる補助単価に0.30を乗じて得た額

事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造の施設に限る。）の改築として行う場合		
地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造の施設に限る。）の改築として行う場合	特別養護老人ホーム	別表の第3欄に掲げる補助単価に0.30を乗じて得た額

3 前2項の規定にかかわらず、補助対象施設が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、前2項の規定により算定した額に0.08を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）を加算することができるものとする。

（補助金の交付の申請）

第6条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。

（事業の着手）

第6条の2 補助対象事業の着手は、交付決定のあった日以後でなければならない。ただし、事業の性質上又はやむを得ない事由がある場合においては、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、補助事業者は、補助対象事業の着手前に、補助金交付申請書に併せて事前着手届（別記第1号様式の2）を知事に提出するものとする。

（補助金の交付の条件）

第7条 知事は、補助金の交付を決定する場合において、規則第6条第1号から第4号までに掲げる条件のほか、次の条件を付けるものとする。

- （1） 補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等（共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。）の資金提供を受けないこと。
- （2） 補助対象事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付すなど県が行う契約手続の取扱いに準拠すること。
- （3） 補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾しないこと。
- （4） 定期借地権設定のための一時金の支援事業において、定期借地権契約が借地権の存続期間の満了前かつ賃料の前払いとしての一時金充当期間の終了前に解約された場合に、土地所有者が一時金のうちの未充当期間相当額を借地権者である補助事業者に返還する旨定期借地権契約書に定めること。
- （5） 土地所有者から一時金のうちの未充当期間相当額の返還があった場合には、知事へ報告するとともに、返還額の全部又は一部を県に納付すること。この場合において、補助事業者側の事由による定期借地権契約の解約であっても、返還額の全部又は一部を県に納付すること。
- （6） 補助対象事業の完了後に消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告により補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記第2号様式により、速やかに知事に報告すること。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部、

一支社、一支所等であって、自ら消費税等の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税等の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

- (7) 知事が前号の規定による報告を受けた場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (8) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (9) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円（市町村が実施する補助対象事業においては、50万円）以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、補助対象事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しないこと。
- (10) 前号の知事の承認を受けて財産を処分する場合は、厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（平成20年4月17日付け老発第0417001号厚生労働省老健局長通知別添）第4の規定の例により算出した額を県に納付させることがあること。
- (11) 介護施設等の大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業において介護ロボットを導入する際には、介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入等計画を作成すること。
- (12) 前号の計画には、導入後3年間の達成すべき目標、導入すべき機器、期待される効果等を記載することとし、実際の活用モデルを示すことで他の介護施設等の参考となるべき内容とすること。
- (13) 介護ロボットの導入によって得られた効果に関するデータを客観的な評価指標に基づいて示し、毎年度（介護ロボットを導入した日の属する年度の翌年度から3か年度に限る。）4月30日までに知事に報告するとともに、他の施設への周知に努めること。ただし、報告期限の時点で導入後6月を経過しておらず、効果検証等ができないものについては、その旨を知事に報告すること。
- (14) 介護施設等の大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業においてICTを導入する際には、次に掲げる事項を遵守すること。
 - ア タブレット端末等を導入する場合にあつては、必ず介護ソフトをインストールの上、業務にのみ使用すること。この場合において、補助目的以外の使用（職員の出退勤を管理する既存のソフトウェア等をインストールし、記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携に係るものを含む。以下同じ。）及び請求業務に加えて補助的にバックオフィス業務で使用すること、テレビ会議システム等を用いて離れた場にいる利用者家族等が利用者と面会を行う際に使用すること等を除く。）の防止及び私物との区別のため、業務用であることを明確に判別するための表示（シールの貼付等）等を行うこと。
 - イ タブレット端末等を導入する場合にあつては、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講ずること。
 - ウ タブレット端末等にインストールする介護ソフトには、できる限り音声入力機能を備えること。
 - エ 本事業によりICTを導入した事業所においては、科学的介護情報システム（以下「LIFE」という。）による情報収集に協力すること。本事業においてタブレット端末等のみを導入する場合も、同様とする。
 - オ 「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン改訂版」（厚生労働省老健局・

令和2年3月発行)及び「居宅サービス事業所におけるICT機器・ソフトウェア導入に関する手引きVer1.1」(厚生労働省老健局振興課・平成28年度)を参考に、ICTを活用した事業所内の業務改善に取り組むこと。

カ 導入計画及び導入効果を知事に報告するとともに、補助対象事業に関し他の事業者からの照会等(事業所の職員又は利用者の個人情報等に係るものを除く。)に応ずること。なお、具体的な報告内容、報告方法、報告期限等の詳細については、別途通知するところによる。

2 知事は、市町村補助事業に対して補助金の交付を決定するときは、規則第6条第1号から第4号までに掲げる条件のほか、次の条件を付けるものとする。

(1) 間接補助事業者に対し、次の条件を付けること。

ア 間接補助事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、市町村長の承認を受けること。

イ 間接補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、市町村長の承認を受けること。

ウ 間接補助事業を中止し、又は廃止(一部中止又は廃止を含む。)する場合は、市町村長の承認を受けること。

エ 間接補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は間接補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市町村長に報告してその指示を受けること。

オ 間接補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等(共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。)の資金提供を受けないこと。

カ 間接補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付すなど市町村が行う契約手続の取扱いに準拠すること。

キ 間接補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾しないこと。

ク 定期借地権設定のための一時金の支援事業において、定期借地権契約が借地権の存続期間の満了前かつ賃料の前払いとしての一時金充当期間の終了前に解約された場合に、土地所有者が一時金のうちの未充当期間相当額を借地権者である間接補助事業者に返還する旨定期借地権契約書に定めること。

ケ 土地所有者から一時金のうちの未充当期間相当額の返還があった場合には、市町村長へ報告するとともに、返還額の全部又は一部を市町村に納付すること。この場合において、間接補助事業者の事由による定期借地権契約の解約であっても、返還額の全部又は一部を市町村に納付すること。

コ 間接補助事業の完了後に消費税等の申告により間接補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市町村長に報告すること。この場合において、間接補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部、一支社、一支所等であって、自ら消費税等の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税等の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

サ 市町村長がコの規定による報告を受けた場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市町村に納付させることがあること。

シ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、間接補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

ス 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、市町村長の承認を受けずに、間接補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄

しないこと。

セ スの市町村長の承認を受けて財産を処分する場合は、厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準第4の規定の例により算出した額を市町村に納付させることがあること。

ソ 介護施設等の大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業において介護ロボットを導入する際には、介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入等計画を作成すること。

タ ソの計画には、導入後3年間の達成すべき目標、導入すべき機器、期待される効果等を記載することとし、実際の活用モデルを示すことで他の介護施設等の参考となるべき内容とすること。

チ 介護ロボットの導入によって得られた効果に関するデータを客観的な評価指標に基づいて示し、毎年度（介護ロボットを導入した日の属する年度の翌年度から3か年度に限る。）4月30日までに市町村長に報告するとともに、他の施設への周知に努めること。ただし、報告期限の時点で導入後6月を経過しておらず、効果検証等ができないものについては、その旨を市町村長に報告すること。

ツ 介護施設等の大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業においてICTを導入する際には、次に掲げる事項を遵守すること。

（ア） タブレット端末等を導入する場合にあつては、必ず介護ソフトをインストールの上、業務にのみ使用すること。この場合において、補助目的以外の使用（職員の出退勤を管理する既存のソフトウェア等をインストールし、記録業務、情報共有業務及び請求業務に加えて補助的にバックオフィス業務で使用すること、テレビ会議システム等を用いて離れた場にいる利用者家族等が利用者と面会を行う際に使用すること等を除く。）の防止及び私物との区別のため、業務用であることを明確に判別するための表示（シールの貼付等）等を行うこと。

（イ） タブレット端末等を導入する場合にあつては、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講ずること。

（ウ） タブレット端末等にインストールする介護ソフトには、できる限り音声入力機能を備えること。

（エ） 本事業によりICTを導入した事業所においては、LIFEによる情報収集に協力すること。本事業においてタブレット端末等のみを導入する場合も、同様とする。

（オ） 「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン改訂版」及び「居宅サービス事業所におけるICT機器・ソフトウェア導入に関する手引きVer1.1」を参考に、ICTを活用した事業所内の業務改善に取り組むこと。

（カ） 導入計画及び導入効果を市町村長に報告するとともに、間接補助事業に関し他の事業者からの照会等（事業所の職員又は利用者の個人情報等に係るものを除く。）に応ずること。なお、具体的な報告内容、報告方法、報告期限等の詳細については、別途通知するところによる。

テ 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を間接補助事業の完了の日（間接補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存すること。

ト 第2条に掲げる者は、間接補助事業者となることができないこと。

ナ 補助金を他の用途に使用し、その他間接補助事業に関して間接補助金の交付決定の内容若しくはこれに付けた条件又は規則若しくはアからトまでに付した条件に違反した場合は、間接補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した間接補助金の全部若しくは一部

の返還を命ずることがあること。

- (2) 市町村長が前号の規定により付した条件に係る承認又は指示を行う場合は、あらかじめ知事の承認又は指示を受けること。
 - (3) 市町村長が間接補助事業者から第1号コの規定による報告があった場合は、別記第2号様式により速やかに知事に報告すること。
 - (4) 第1号ケ、サ及びセに掲げる条件により間接補助事業者から定期借地権契約の解約による収入、間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付又は財産処分による収入があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがあること。
 - (5) 第1号チ又はツ（カ）の規定により間接補助事業者から報告を受けた場合は、速やかに当該報告の内容を知事に報告すること。
 - (6) 第1号ナの規定により間接補助事業者から間接補助金の全部又は一部の納付があった場合は、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがあること。
 - (7) 介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組支援事業においては、適切に介護予防拠点で備品購入等が行われるよう、その必要性を十分に確認すること。
- 3 規則第6条第1号の知事が定める軽微な変更は、補助金の額の増減がなく、かつ、別表の第1欄に掲げる補助対象事業ごとの同表の第2欄に掲げる補助対象経費の20%以内の配分の変更とする。
- 4 規則第6条第2号の知事が定める軽微な変更は、補助金の交付決定額の20%以内の減額であり、かつ、次のいずれかに該当するものとする。
- (1) 施設の機能を著しく変更しない程度の建物の規模又は構造の変更
 - (2) 事業目的に反しない程度の購入備品等の変更
- 5 補助事業者が規則第6条第1号から第3号までの規定により知事の承認を受け、又は第4号の規定により報告をしようとする場合の書類の様式は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 規則第1号及び第2号の承認 変更承認申請書（別記第3号様式）
 - (2) 規則第3号の承認 事業の中止（廃止）承認申請書（別記第4号様式）
 - (3) 規則第4号の規定による報告 補助事業遅延等報告書（別記第5号様式）

（申請の取下げ）

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付の決定の日から15日以内とする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により申請の取下げをしようとする場合は、別記第6号様式による交付申請取下書を知事に提出するものとする。

（変更交付申請）

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加で補助金の交付を受けようとするときは、別記第7号様式による変更交付申請書に係る書類を添付し、知事が定める期限までにこれを知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 実績報告書の様式は、別記第8号様式のとおりとする。

- 2 実績報告書には、別記第8号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ）から起算して1月を経過した日又は補助対象事業の完了の日の属する年度の3月3

1日のいずれか早い日とする。

- 4 間接補助事業において、補助事業の完了の日とは、間接補助事業者が実施する事業完了後、市町村が間接補助事業者に対して間接補助金を全額交付した日とする。

(検査の実施)

第11条 知事は、実績報告書を受領した後、必要があると認める場合は、当該補助対象事業に係る現地検査を実施するものとする。

(補助金の交付時期等)

第12条 補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払により交付することができる。

- 2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第9号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

(暴力団の排除)

第13条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第2条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

- 2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けた者が第2条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(書類、帳簿等の保存期間)

第14条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助対象事業の完了の日（補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日）の属する年度の翌年度以後5年間とする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月16日から施行し、平成27年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年3月15日から施行し、平成28年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行し、平成28年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年8月10日から施行し、平成30年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和2年3月31日高齢福祉課長通知）

この要綱は、令和元年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和2年9月30日高齢福祉課長通知）

この要綱は、令和2年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和3年9月22日高齢福祉課長通知）

この要綱は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和4年10月26日高齢福祉課長通知）

この要綱は、令和4年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和5年8月24日高齢福祉課長通知）

この要綱は、令和5年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和6年10月25日高齢福祉課長通知）

この要綱は、令和6年度分の予算に係る補助金から適用する。

別記

第1号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者職氏名

年度岐阜県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金交付申請書

標記について、下記により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額

事業名	交付申請額（円）
地域密着型サービス等整備等助成事業	
地域密着型サービス等整備助成事業	
介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業	
災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業	
介護施設等の施設開設準備経費等支援事業	
介護施設等の施設開設準備経費支援事業	
介護施設等の大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業	
介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組支援事業	
定期借地権設定のための一時金の支援事業	
既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業	
既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業	
既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業	
介護施設等における看取り環境整備推進事業	
共生型サービス事業所の整備推進事業	
民有地マッチング事業	
介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業	
簡易陰圧装置の設置事業	
多床室の個室化改修事業	
ゾーニング環境等の整備事業	
介護職員の宿舎施設整備事業	

2 添付書類

- ・事業計画書
- ・補助金申請額算出内訳書
- ・歳入歳出予算書抄本
- ・その他必要な書類

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者職氏名

年度岐阜県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金事前着手届

年度岐阜県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金について、下記のとおり補助金交付決定前に着手したいので、下記誓約条項を付して提出します。

記

1 事業内容

施設種別	
施設名（定員数）	
施設の所在地	
設置主体	
事業名 ※複数事業について交付決定前に着手する場合は、全て記載すること。	
着手予定日	年 月 日
交付決定前着手が必要な理由	

2 誓約条項

- （1）補助金の交付決定を受けるまでの期間内に、天災、地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、実施主体が負担します。
- （2）補助金の交付決定を受けた補助金額が交付申請額に達しない場合においても異議を申し立てしません。
- （3）当該事業については、着手から補助金の交付決定を受ける期間内においては、計画の重要な変更を行いません。

第2号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者職氏名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け第 号にて交付決定を受けた 年度岐阜県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

- 1 施設の種類及び名称
- 2 補助金確定額 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
(補助金返還額) 円
- 4 添付書類
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳

第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者職氏名

年度岐阜県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度岐阜県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金について、下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更内容

事業名	変更概要及び変更理由

2 添付書類

- ・補助金申請額算出内訳書
- ・歳入歳出予算書抄本
- ・その他必要な書類

第4号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者職氏名

年度岐阜県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金に係る
事業の中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度岐阜県地域密着型
サービス等整備助成事業費等補助金に係る事業を中止（廃止）したいので申請します。

記

中止（廃止）する 事業名	中止期間（廃止の時期）	中止（廃止）の理由

（備考）不要な文字は、抹消すること。

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者職氏名

年度岐阜県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金に係る
事業遅延等報告書

年 月 日付け高第 号で交付決定を受けた 年度岐阜県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金に係る事業の遅延等について、下記のとおり報告します。

記

- 1 遅延等の状況
- 2 遅延等の理由
- 3 今後の見通し
- 4 その他参考資料（工程表等）
別添のとおり

第6号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者職氏名

年度岐阜県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金交付申請取下書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度岐阜県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金の交付申請について、下記の理由により取り下げます。

記

（理由）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者職氏名

年度岐阜県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度岐阜県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金について、下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更交付申請額

事 業 名	既交付 決定額（円）	変更交付 申請額（円）
合 計		

2 変更内容及び理由

3 添付書類

- ・補助金申請額算出内訳書
- ・歳入歳出予算書抄本
- ・その他必要な書類

第8号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者職氏名

年度岐阜県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度岐阜県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金の実績について、下記の関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

- ・補助金精算額算出内訳書
- ・歳入歳出決算見込書
- ・その他必要な書類

第9号様式（第12条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所在地

補助事業者名

代表者職氏名

発行責任者氏名及び電話番号：

（ ）

担当者氏名及び電話番号：

（ ）

※発行責任者と担当者が同一の場合は発行責任者氏名及び電話番号のみ記入すること。

年度岐阜県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金交付（概算払）請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定があった（交付決定を受けた） 年度
岐阜県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金について、下記のとおり交付（概算払）されるよう請求します。

記

額の確定額 (交付決定額)	円
既受領済額	円
今回請求額	円
残 額	円
概算払が 必要な理由※	
金融機関及び 本（支）店名	
預金種別	
口座番号	
フリガナ 口座名義	

※概算払請求時のみ記載すること。

（備考） 不要な文字は、抹消すること。